

平成24年5月24日
沖縄総合事務局開発建設部
建設産業・地方整備課

賃貸住宅管理業者の登録状況について

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課
課長補佐 小嶺 (内線)3155
賃貸住宅管理業係長 野原 (内線)3174
(電話)098-866-0031 【代表】

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度を平成23年12月1日より施行しました。

賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」に基づく平成24年3月末現在の国土交通大臣登録業者の数を集計し、登録状況をとりとまとめましたので、以下にその概要を公表します。

なお、本制度の実効性を高めるためには、登録業者数の更なる増加が必要と考えており、この度本制度が広く一般の方々に認知されるよう、登録業者であることを示すシンボルマークを作成し、公表したところです。今後は各関係団体との連携のもと、各種講習会等における制度紹介、パンフレットの配布等により、本制度の一層の周知・普及を図っていきたいと考えております。

【集計結果のポイント】

- 登録業者数(平成24年3月末現在の賃貸住宅管理業の登録業者数)
全国 1,579業者(うち沖縄 13業者)
- 都道府県別登録業者数
東京都(292業者、18.5%)が最多。以下、神奈川県(161業者、10.2%)、大阪府(137業者、8.7%)と続き、3都府県の登録業者数が全体の約37%を占める。
- 免許等保有登録業者数
全国では、95.4%の登録業者が宅地建物取引業の免許を受けており、8.7%の登録業者がマンション管理業の登録を受けている。
沖縄では、100%の登録業者が宅地建物取引業の免許を受けており、23.1%の登録業者がマンション管理業の登録を受けている。

表－1 都道府県別登録業者数（主たる事務所の所在地）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数			
	法人	個人	合計	構成比(%)
北海道	117	1	118	7.5
青森県	9	1	10	0.6
岩手県	17	2	19	1.2
宮城県	44	3	47	3.0
秋田県	8	0	8	0.5
山形県	11	3	14	0.9
福島県	26	2	28	1.8
茨城県	16	1	17	1.1
栃木県	9	0	9	0.6
群馬県	12	0	12	0.8
埼玉県	59	2	61	3.9
千葉県	41	3	44	2.8
東京都	288	4	292	18.5
神奈川県	160	1	161	10.2
山梨県	7	0	7	0.4
長野県	12	2	14	0.9
新潟県	7	2	9	0.6
富山県	14	1	15	0.9
石川県	7	0	7	0.4
岐阜県	10	2	12	0.8
静岡県	20	5	25	1.6
愛知県	50	3	53	3.4
三重県	11	6	17	1.1
福井県	8	0	8	0.5
滋賀県	16	2	18	1.1
京都府	65	8	73	4.6
大阪府	131	6	137	8.7
兵庫県	52	1	53	3.4
奈良県	5	1	6	0.4
和歌山県	5	0	5	0.3
鳥取県	7	2	9	0.6
島根県	6	1	7	0.4
岡山県	24	2	26	1.6
広島県	29	0	29	1.8
山口県	17	0	17	1.1
徳島県	5	0	5	0.3
香川県	8	0	8	0.5
愛媛県	9	2	11	0.7
高知県	2	0	2	0.1
福岡県	70	10	80	5.1
佐賀県	9	2	11	0.7
長崎県	12	1	13	0.8
熊本県	15	1	16	1.0
大分県	11	0	11	0.7
宮崎県	13	2	15	0.9
鹿児島県	7	0	7	0.4
沖縄県	11	2	13	0.8
合計	1,492	87	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－２ 地方整備局等別登録業者数（主たる事務所の管轄）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数			
	法人	個人	合計	構成比(%)
北海道開発局	117	1	118	7.5
東北地方整備局	115	11	126	8.0
関東地方整備局	604	13	617	39.1
北陸地方整備局	28	3	31	2.0
中部地方整備局	91	16	107	6.8
近畿地方整備局	282	18	300	19.0
中国地方整備局	83	5	88	5.6
四国地方整備局	24	2	26	1.6
九州地方整備局	137	16	153	9.7
沖縄総合事務局	11	2	13	0.8
合 計	1,492	87	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－３ 資本金階層別登録業者数

（平成24年3月末現在）

	登録業者数	
		構成比(%)
200万円未満	37	2.3
200万円以上 500万円未満	323	20.5
500万円以上 1000万円未満	126	8.0
1000万円以上 2000万円未満	622	39.4
2000万円以上 5000万円未満	219	13.9
5000万円以上 1億円未満	102	6.5
1億円以上 10億円未満	49	3.1
10億円以上	14	0.9
個人	87	5.5
合 計	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－４ 免許等保有登録業者数（主たる事務所の所在地）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数	宅地建物取引業		マンション管理業	
			割合（％）		割合（％）
北海道	118	109	92.4	5	4.2
青森県	10	10	100.0	1	10.0
岩手県	19	17	89.5	1	5.3
宮城県	47	45	95.7	1	2.1
秋田県	8	8	100.0	0	0.0
山形県	14	14	100.0	1	7.1
福島県	28	28	100.0	4	14.3
茨城県	17	17	100.0	1	5.9
栃木県	9	9	100.0	0	0.0
群馬県	12	12	100.0	0	0.0
埼玉県	61	61	100.0	4	6.6
千葉県	44	41	93.2	2	4.5
東京都	292	287	98.3	47	16.1
神奈川県	161	156	96.9	9	5.6
山梨県	7	7	100.0	0	0.0
長野県	14	12	85.7	1	7.1
新潟県	9	9	100.0	1	11.1
富山県	15	15	100.0	1	6.7
石川県	7	7	100.0	1	14.3
岐阜県	12	8	66.7	1	8.3
静岡県	25	23	92.0	2	8.0
愛知県	53	49	92.5	12	22.6
三重県	17	16	94.1	0	0.0
福井県	8	7	87.5	0	0.0
滋賀県	18	18	100.0	1	5.6
京都府	73	70	95.9	2	2.7
大阪府	137	130	94.9	8	5.8
兵庫県	53	49	92.5	8	15.1
奈良県	6	6	100.0	0	0.0
和歌山県	5	5	100.0	0	0.0
鳥取県	9	8	88.9	0	0.0
島根県	7	6	85.7	1	14.3
岡山県	26	23	88.5	0	0.0
広島県	29	28	96.6	1	3.4
山口県	17	16	94.1	0	0.0
徳島県	5	5	100.0	0	0.0
香川県	8	8	100.0	0	0.0
愛媛県	11	9	81.8	1	9.1
高知県	2	2	100.0	0	0.0
福岡県	80	76	95.0	7	8.8
佐賀県	11	11	100.0	0	0.0
長崎県	13	13	100.0	4	30.8
熊本県	16	12	75.0	2	12.5
大分県	11	10	90.9	3	27.3
宮崎県	15	15	100.0	1	6.7
鹿児島県	7	7	100.0	1	14.3
沖縄県	13	13	100.0	3	23.1
合計	1,579	1,507	95.4	138	8.7

※宅地建物取引業とは、宅地建物取引業法第3条第1項の免許。マンション管理業とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録